○弘前市議会の議決すべき事件を定める条例

平成23年７月１日
弘前市条例第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第２項の規定による議会の議決すべき事件は、次のとおりとする。

（１） 本市における総合的かつ計画的な行政の運営のための計画を策定し、変更し、又は廃止すること。

（２） 定住自立圏形成協定を締結し、若しくは変更し、又は同協定の廃止を求める旨の通告をすること。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成25年３月22日弘前市条例第２号）

この条例は、公布の日から施行する。